

河原崎法律事務所ホーム > 弁護士用計算機集 >  
Last updated 2015.6.16mf

## 弁護士費用(着手金・成功報酬)自動計算機

弁護士費用には、依頼者が得る経済的利益を基準とする算定方法と、時間制 (Time charge, 1時間1万円から5万円位) の2つの算定方法があります。この計算機は、依頼者が得る利益を基準として弁護士費用を算出します。

依頼者が得る利益を基準とする場合は、支払い時期により、着手金と成功報酬にわかれます。

着手金は経済的利益の額(相手に請求する金額、あるいは、相手から請求されている金額)、成功報酬は得られた経済的利益の額を基準として算定します。

1例として、裁判などで1000万円を請求する場合、経済的利益の額に 10000000 と入れ、計算 ボタンをクリックして下さい。着手金は59万円、成功した場合の報酬は118万円と表示されます。

弁護士会の報酬会規は 2004.4.1 に廃止され、弁護士費用(報酬)は、弁護士報酬契約書で自由に決めることができます。しかし、弁護士会の報酬規定廃止後も、多くの弁護士が、旧報酬規定を、報酬基準(相場)として使っています。これは、原則で、実際の弁護士費用、特に着手金は標準額より低くし、その分、報酬を増額することが多いです。

着手金と報酬について、固定的金額を決める方法は、あくまで、標準的(常識的)な作業を前提とします。

弁護士に何でもやって欲しい場合は、時間制の報酬が適しています。その場合、相当な金額になることを覚悟する必要があります。

### 計算機 CGI

弁護士費用計算機 経済的利益額を半角数字で入力してください <input style="width: 100px;" type="text" value="10000000"/> 円 <input type="button" value="計算する"/> <input type="button" value="クリア"/>	
---	--

上の金額に消費税が加算されます。

この計算機は、廃止された第二東京弁護士会報酬会規 17条に基づいて計算しています。

経済的利益の額の算定については弁護士報酬会規14条を参照してください。

着手金の最低額は10万円です(手形・小切手訴訟の場合は5万円)。

弁護士から過大な費用(料金)を請求された場合は、その弁護士が所属する 弁護士会 に対し、紛議調停の申立(危険な弁護士 参照)をして下さい。

債務整理などの弁護士費用については 債務整理および自己破産の弁護士費用 を読んでください。

事件の種類別の弁護士費用については 弁護士費用の概略 を読んで下さい。

### 質問

500万円を請求する裁判の場合、弁護士会の旧報酬規定17条では、着手金は、5%となっています。5%なら25万円ですね。しかし、弁護士費用計算機で計算すると、34万円と出てきます。なぜですか。

## お答え: 弁護士費用の計算方法

旧報酬規定17条の趣旨は、300万円までの部分は8%、300万円～500万円の部分(200万円)については5%の意味です。

そこで、経済的利益500万円を300万円の部分と200万円の部分に分けます。まず、300万円の部分の8%(24万円)を計算します。次に200万円の部分の5%(10万円)を計算し、両者を合算します。そうすると、合計34万円になります。

1. 500万円を300万円と200万円に分ける
2.  $300\text{万円} \times 8\% = 24\text{万円}$
3.  $200\text{万円} \times 5\% = 10\text{万円}$
4.  $24\text{万円} + 10\text{万円} = 34\text{万円}$

図示すると以下のようになります。

経済的利益合計 →	500万円	
経済的利益の中身 →	300万円	200万円
着手金の中身 →	8%(24万円)	5%(10万円)

弁護士費用の計算方法は、弁護士会の旧報酬会規17条での弁護士費用の計算式に基づいています。

### メモ

かつては、弁護士会が、報酬規則を制定し、会員弁護士に、規則に従うよう求めました。そのため、規則は、独占禁止法に違反していると批判されました。その結果、規則は、廃止されました。

しかし、多くの弁護士は、この規則を報酬基準として使っています。

## 計算結果

経済的利益 10,000,000 円の場合の  
標準的弁護士費用

着手金	590,000 円
成功報酬	1,180,000 円

[計算機に戻る](#)

弁護士河原崎弘